

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 11 月 27 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 報告第 10 号 専決処分事項の報告について（愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第 45 号 愛西市道の駅ふれあいの里 H A S U パーク整備基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 46 号 愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 47 号 愛西市部設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 48 号 愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 49 号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 50 号 愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 51 号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 52 号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 53 号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 54 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 55 号 愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 56 号 愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 57 号 愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 58 号 愛西市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 59 号 愛西市水道事業給水条例等の一部改正について
- 日程第 21 議案第 60 号 愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 61 号 愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 62 号 愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について

- 日程第24 議案第63号 愛西市永和児童館の指定管理者の指定について  
日程第25 議案第64号 愛西市勝幡児童館の指定管理者の指定について  
日程第26 議案第65号 愛西市草平児童館の指定管理者の指定について  
日程第27 議案第66号 愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について  
日程第28 議案第67号 愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について  
日程第29 議案第68号 愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定について  
日程第30 議案第69号 愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について  
日程第31 議案第70号 愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について  
日程第32 議案第71号 令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）  
日程第33 議案第72号 令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第34 議案第73号 令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第35 議案第74号 令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第36 議案第75号 令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第37 請願第2号 市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願  
日程第38 諮問第2号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について  
日程第39 諮問第3号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について  
日程第40 諮問第4号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（17名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	永 田 千 佳 君
7番	吉 川 三 津 子 君	9番	鬼 頭 勝 治 君
10番	石 崎 誠 子 君	11番	角 田 龍 仁 君
12番	近 藤 武 君	13番	原 裕 司 君
14番	佐 藤 信 男 君	15番	杉 村 義 仁 君
16番	山 岡 幹 雄 君	17番	高 松 幸 雄 君
18番	竹 村 仁 司 君		

---

◎欠席議員（なし）

---

◎欠 番（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄利子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	井戸田 悦 孝 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	山 岸 忠 則 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	田 口 貴 敏 君
健康子ども部長	人 見 英 樹 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	伊 藤 政 儀 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷺 尾 和 彦	議 事 課 長	長谷川 努
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	秋 田 郁 哉

---

午前9時30分 開会

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（近藤 武君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、4番・河合克平議員、5番・真野和久議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月26日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（佐藤信男君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月26日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日11月27日から12月19日までの23日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（近藤 武君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月19日までの23日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月19日までの23日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろし

くお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の中村文武議員、お願いいたします。

○3番（中村文武君）

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

海部地区水防事務組合につきまして、去る令和7年10月16日木曜日、日光川水防センターにて開催されました。

付議事件につきまして、認定第1号：令和6年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてがありました。

歳入総額3,028万3,340円、歳出総額2,827万3,180円、差引残額201万160円という報告がありました。

主な事業としまして、愛西市に関連するところで、鷹場水防倉庫に土のう袋2,000枚、それから愛西市内の12の水防倉庫について、掃除、資材確認をしたということ、そして6月2日に立田の木曾三川公園東海広場において、海部地方総合防災訓練を実施しましたというようなことが報告されました。

以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の山岡幹雄議員、お願いいたします。

○16番（山岡幹雄君）

令和7年10月17日金曜日、場所は海部地区環境事務組合新開センター2階大会議室で行われました。

令和7年第2回定例会、付議事件としまして、認定第1号：令和6年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額30億4,067万8,066円、歳出総額29億6,125万4,854円、差引残額が7,942万3,212円で、全員賛成で認定されました。

次に、議案第8号：令和7年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）について、補正額2,256万9,000円、補正後の予算総額が29億627万4,000円で、全員賛成で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（近藤 武君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告いたします。

監査委員より、令和7年8月から令和7年10月までに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付をいたしております。

また、陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり所管の委員会へ送付いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・市長招集挨拶

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

##### ○市長（日永貴章君）

おはようございます。

令和7年12月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中御出席をいただき、誠にありがとうございます。

10月、11月は、あいさいさん祭りや文化祭など市内各所において様々な行事、イベントが開催をされ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中御参加いただき、誠にありがとうございました。

また、11月22日には愛西市制20周年記念式典を行い、市内、市外から多くの方々に御出席をいただきました。議員の皆様方にも御多用の中お越しをいただきまして、誠にありがとうございました。

式典では、これまで功績のあった方やダイヤモンド婚、金婚を迎えられた方々の表彰をするとともに、市の歌「いつの日も」の作曲者である中西圭三さんによるミニライブは、会場の皆さんが曲に合わせて手拍子を送るなどホールが一体的に包まれ、20年をお祝いする場として活気あふれる雰囲気の中、執り行うことができました。愛西市がさらに愛されるまちとなるよう誓いを新たにしたところでございます。議員の皆様方におかれましても、引き続き市政発展のために御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

式辞でも申し上げさせていただきましたが、本年度をもって合併特例債などの合併優遇施策が終了することから、来年度からが本当の愛西市のスタートとなってまいります。

現在、編成作業を進めております令和8年度の予算につきましても、必要な施策を的確に把握するとともに、厳しい財政状況に鑑み、事業の取捨選択や事業改善等の見直しを行うよう各部局に指示をいたしました。持続可能な愛西市を見据えて慎重に検討を重ねているところでございます。御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

さて、今議会に御提案を申し上げている議案は、専決処分事項の報告が1件、条例の制定2件、条例の一部改正13件、指定管理者の指定11件、補正予算5件、諮問3件の計35件の上程でございます。

このうち、条例につきましては、道の駅あいさい及び愛西市花はず公園の整備に必要な財源を確保するための基金条例の制定など、多数御提案をさせていただきます。

また、補正予算につきましては、地域公共交通活性化協議会の設置に伴う費用や産地パワー

アップ事業費補助金、小学校の施設修繕工事に必要な予算などを盛り込んでおります。

内容につきましては、この後、担当部長から説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・報告第10号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第5・報告第10号：専決処分事項の報告について（愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）の報告をお願いいたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

報告第10号：専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日の提出、市長名でございます。

次のページは、専決処分書の写しでございます。

令和7年10月9日に専決いたしました。

改正の内容は、その次のページを御覧ください。

法令の改正に伴い、関係条例について規定の整備をする必要が生じたため改めるものでございます。

施行期日は公布の日からでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第45号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第6・議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定について御説明をいたします。

愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例を別紙のとおり定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金を設置するに当たり、必要があるためでございます。

議案第45号資料2を御覧ください。

条例の概要は、道の駅あいさい及び愛西市花はす公園から成る道の駅ふれあいの里H A S Uパークの整備に要する費用に充てるための基金を設置するものでございます。

制定の理由は、道の駅ふれあいの里H A S Uパークの指定管理者からの納付金の使途を道の駅ふれあいの里H A S Uパークの整備に限定するためでございます。

条例の内容は、1条の目的で、道の駅ふれあいの里H A S Uパークの指定管理者からの納付金を同施設の整備の財源として確保するため基金を設置するものとし、第2条から第7条の管理等で基金の管理及び運用等について、基金の積立金は一般会計歳計予算に計上すること、基金の運用益は同基金へ積み立てること、基金は道の駅ふれあいの里H A S Uパークの整備に使途を限定することを定めるものでございます。

また、附則にて、従前の愛西市立田地域交流拠点施設整備基金条例は、本条例の施行をもって廃止いたします。

施行期日は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第46号（提案説明）

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第7・議案第46号：愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○健康子ども部長（人見英樹君）

議案第46号：愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるからでございます。

議案第46号資料を御覧ください。

条例の概要は、児童福祉法第34条の16第1項及び第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

制定の理由は、児童福祉法の一部改正に伴い、新たに乳児等通園支援事業が創設され、その設備及び運営基準を条例で定めることとされたためでございます。

条例の内容は、趣旨、目的をはじめ事業者の一般原則、事業の区分や設備・職員の基準等を定めるものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 8 ・ 議案第47号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第 8 ・ 議案第47号：愛西市部設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（井戸田悦孝君）

それでは、議案第47号：愛西市部設置条例の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、企画政策部の分掌事務を追加するため必要があるからでございます。

概要については、資料 2 で御説明をいたしますので、そちらを御覧ください。

改正の概要、理由及び内容につきましては、企画政策部の分掌事務として新たに観光に関することの 1 事務を加え、観光振興を一体的に推進するためでございます。

施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 9 ・ 議案第48号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第 9 ・ 議案第48号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、議案第48号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としましては、一般社団法人愛西市観光協会を職員を派遣することができる団体とするため必要があるからでございます。

資料 2 を御覧ください。

改正の概要は、職員を派遣することができることとされる公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により、条例で定める団体を改正するものです。

改正の理由は、一般社団法人愛西市観光協会に職員を派遣することができるようにするためです。

改正の内容は、職員を派遣することができる団体に一般社団法人愛西市観光協会を追加するものでございます。

なお、この条例の施行期日は公布の日でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第49号から日程第12・議案第51号まで（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第10・議案第49号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第12・議案第51号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、議案第49号から議案第51号までの3条例について、一括で御説明させていただきます。

議案第49号、愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

議案第50号、愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

議案第51号、愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。全て本日提出、市長名でございます。

提案理由としましては、議会の議員の議員報酬月額及び市長、副市長、教育長の給料月額を改定することに伴い、改正する必要があるからでございます。

初めに、議案第49号資料2を御覧ください。

改正の内容といたしまして、議長、副議長及び議員の報酬月額を議長は52万8,000円に、副議長は47万4,000円に、議員は42万2,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、議案第50号資料2を御覧ください。

改正の内容といたしまして、市長及び副市長の給料月額を市長は97万5,000円に、副市長は80万8,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、議案第51号資料2を御覧ください。

改正の内容としまして、教育長の給料月額を70万4,000円に引き上げるものでございます。

なお、この3条例とも施行期日は令和8年4月1日でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第52号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第13・議案第52号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

議案第52号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、税率等を改正する必要があるからでございます。

議案第52号資料2を御覧ください。

改正の概要は、所得割の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改定するものでございます。

改正の理由は、国民健康保険事業の安定的な財源運営を確保するためでございます。

改正の内容は、所得割の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改正案の表のとおり改定するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第14・議案第53号（提案説明）

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第14・議案第53号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○健康子ども部長（人見英樹君）

議案第53号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

資料2を御覧ください。

改正の概要は、乳幼児の健康診断に関する基準を見直すものでございます。

改正の理由は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行され、家庭的保育事業等の基準の改正に伴い、関係規定を整備するためでございます。

改正の内容は、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が家庭的保育事業所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができるものとするものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第15・議案第54号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第15・議案第54号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康子ども部長（人見英樹君）

議案第54号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、利用者負担額の月額を改定する必要があるからでございます。

議案第54号資料2を御覧ください。

改正の概要及び理由は、物価高騰及び公定価格の上昇に伴い、特定教育・保育施設等を利用する満3歳未満児童の保護者の利用者負担額を改定するものでございます。

改正の内容は、入園児童の属する世帯の階層区分のうち、被保護世帯、市町村民税非課税世帯等を除いた第3階層から第8階層までの区分に該当する世帯の3歳未満児利用者負担額の月額を改定するもので、詳細は、戻りますが資料1の新旧対照表6ページ、7ページに記載のとおりでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第55号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第16・議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、病院または診療所へ入院して行われる精神障害の医療を受けている者に係る精神障害者医療費の支給を廃止するため必要があるからでございます。

議案第55号資料2を御覧ください。

改正の概要は、精神障害者医療費の支給を受けることができる者及び精神障害者医療費の支給の対象となる医療を改定するものでございます。

改正の理由は、持続可能な制度とするため受給資格者の変更を行う必要があるためでございます。

改正の内容は、病院または診療所へ入院して行われる精神障害者の医療を受けている者に対する当該医療に係る精神障害者医療費の支給をしないことといたします。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第56号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第17・議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、在宅障害者の定義の変更及び在宅障害者扶助料の額の改定をするために必要があるからでございます。

議案第56号資料2を御覧ください。

改正の概要は、1. 障害者扶助料の支給対象となる在宅障害者の定義を変更するもの、2. 障害者扶助料の額の改定をするものでございます。

改正の理由は、社会保障関係費が増大しており、障害者扶助料の制度を見直すことにより持続可能な福祉制度の運用を図るとともに、適切な福祉サービスを提供するためでございます。

改正の内容は、在宅障害者及び障害者扶助料の額を、1種、身体障害者手帳1・2級または3級、療育手帳A判定またはB判定、精神障害者保健福祉手帳1級または2級が月額2,000円、2種、身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳3級が月額1,000円といたします。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

資料2の施行期日が令和8年3月1日となっておりますが、内容を確認して、また報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第57号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第18・議案第57号：愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

議案第57号：愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正について御説

明申し上げます。

愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当の額を改定する必要があるからでございます。

議案第57号資料2を御覧ください。

改正の概要は、原子爆弾被爆者健康管理手当の額を改定するものでございます。

改定の理由は、近隣市の状況及び国の支援制度を総合的に判断し、引き続き持続可能な福祉制度として運用するためでございます。

改正の内容は、月を単位として支給する原子爆弾被爆者健康管理手当の額を2,000円に改定するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第58号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第19・議案第58号：愛西市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、議案第58号：愛西市都市公園条例の一部改正について御説明をいたします。

愛西市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、公園施設を有料で利用させるため必要があるからでございます。

議案第58号資料2を御覧ください。

改正の概要及び改正の理由は、愛西市花はす公園に設置する有料公園施設の供用開始に伴い、その利用料及び徴収について必要な項目を定めるものでございます。

改正の内容は、愛西市花なす公園に設置する有料公園施設を多目的室、調理室、ドッグランと定め、それぞれの使用料を多目的室及び調理室は1時間につき570円、営利目的の場合はその倍額とし、ドッグランは1頭1日につき200円、1頭1年につき1,000円と定めるものでございます。また、それら有料公園施設の利用をするに当たっては市長の許可を受けること、有料公園施設の利用料を指定管理者の収入として收受させることができるものとするものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日から施行するものといたします。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第59号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第20・議案第59号：愛西市水道事業給水条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

それでは、議案第59号：愛西市水道事業給水条例等の一部改正について御説明いたします。

愛西市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、災害その他非常の場合における給水装置工事の施行等に係る特例を定めるため必要があるからでございます。

次ページを御覧ください。

一部を改正する条例といたしまして、第1条の愛西市水道事業給水条例、第2条の愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例、第3条の愛西市下水道条例でございます。

続きまして、議案第59号資料2を御覧ください。

改正の概要は、災害その他非常の場合における次の工事の特例を定めるものとしまして、(1)指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事、(2)排水設備指定工事店が実施する農業集落排水処理施設等の処理区域における排水設備工事、(3)排水設備指定工事店が実施する公共下水道の処理区域における排水設備工事でございます。

改正の理由は、災害その他非常の場合であって、本市の指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の確保が困難となると判断される場合に、給水装置工事を施行できる業者及び排水設備の新設等の工事を実施できる業者を確保することにより、給水装置工事、排水設備工事等の適正な実施を図るためです。

改正の内容は、災害その他非常の場合において、給水装置工事にあつては他の水道事業者または他の水道事業者が指定した者が、排水設備工事等にあつては他の公共下水道管理者が指定した者が当該工事を行うことができるよう規定を整備することとしたものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第21・議案第60号（提案説明）**

**○議長（近藤 武君）**

次に、日程第21・議案第60号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市民協働部長（山岸忠則君）**

それでは、議案第60号につきまして説明させていただきます。

議案第60号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について。

愛西市総合斎苑の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でござ

います。

施設の名称は、愛西市総合斎苑。

指定管理者となる団体は、津島市宮川町1丁目72番地、あいさい市総合斎苑管理グループ。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

提案理由としまして、愛西市総合斎苑の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

次ページに、資料として指定管理者候補者選定結果を添付させていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第22・議案第61号及び日程第23・議案第62号（提案説明）

### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第22・議案第61号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について及び日程第23・議案第62号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

### ○市民協働部長（山岸忠則君）

それでは、議案第61号及び議案第62号につきまして説明させていただきます。

初めに、議案第61号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

施設の名称は、愛西市市江地区コミュニティセンター。

指定管理者となる団体は、愛西市東條町西田面11番地1、市江小学校区コミュニティ推進協議会。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

提案理由としまして、愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

続きまして、議案第62号をお願いいたします。

議案第62号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

施設の名称は、愛西市永和地区防災コミュニティセンター。

指定管理者となる団体は、愛西市颯江町郷裏147番地、永和学区コミュニティ推進協議会。

指定の期間、提案理由につきましては、議案第61号と同様でございますので省略させていただきます。

資料としまして、議案第61号及び議案第62号の指定管理者候補者選定結果を添付させていた

だいております。

以上、議案第61号及び議案第62号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第63号から日程第29・議案第68号まで（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第24・議案第63号：愛西市永和児童館の指定管理者の指定についてから日程第29・議案第68号：愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康子ども部長（人見英樹君）

それでは、議案第63号から議案第68号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第63号をお願いいたします。

愛西市永和児童館の指定管理者の指定について。

愛西市永和児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございませう。

施設の名称は、愛西市永和児童館。

指定管理者となる団体は、愛西市北河田町郷西343番地1、れんこん村・技研共同体。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございませう。

提案理由としまして、愛西市永和児童館の指定管理者を選定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございませう。

議案第63号は以上となりますが、以後、議案第64号から議案第68号までの指定の期間及び提案理由につきましては、同様の内容でございませうので説明を省略させていただきます。

それでは、続きまして、議案第64号をお願いいたします。

議案第64号：愛西市勝幡児童館の指定管理者の指定について。

愛西市勝幡児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございませう。

施設の名称は、愛西市勝幡児童館。

指定管理者となる団体は、愛西市勝幡町塩畑2633番地5、社会福祉法人さくら会でございませう。

続きまして、議案第65号をお願いいたします。

議案第65号：愛西市草平児童館の指定管理者の指定について。

愛西市草平児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございませう。

施設の名称は、愛西市草原児童館。

指定管理者となる団体は、愛西市草平町中切19番地、社会福祉法人草平福祉会でございませう。

続きまして、議案第66号をお願いいたします。

議案第66号：愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について。

愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

施設の名称は、愛西市立田南部子育て支援センター。

指定管理者となる団体は、愛西市須依町前田面157番地、社会福祉法人美和多福祉会でございます。

続きまして、議案第67号をお願いいたします。

議案第67号：愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について。

愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

施設の名称は、愛西市立田北部子育て支援センター。

指定管理者となる団体は愛西市須依町前田面157番地、社会福祉法人美和多福祉会でございます。

続きまして、議案第68号をお願いいたします。

議案第68号：愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定について。

愛西市開治子育て支援センターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

施設の名称は、愛西市開治子育て支援センター。

指定管理者となる団体は、愛西市二子町上丸島92番地1、社会福祉法人八開福祉会でございます。

資料としまして、議案第63号から議案第68号までの指定管理者候補者選定結果をそれぞれ添付させていただいております。

以上で、議案第63号から議案第68号までの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第30・議案第69号及び日程第31・議案第70号（提案説明）

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第30・議案第69号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について及び日程第31・議案第70号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○教育部長（佐藤博之君）

議案第69号及び議案第70号を一括して御説明いたします。

初めに、議案第69号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定についてを御説明いたします。

愛西市永和地区公民館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名

でございます。

施設の名称は、愛西市永和地区公民館。

指定管理者となる団体は、公益社団法人愛西市シルバー人材センター。

指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、愛西市永和地区公民館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、愛西市永和地区公民館指定管理者候補者選定結果を添付させていただいております。

続きまして、議案第70号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について御説明いたします。

愛西市スポーツ施設等の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

施設の名称は、親水公園総合体育館、愛西市立田体育館、愛西市佐織体育館、愛西市佐屋総合運動場、愛西市佐屋スポーツセンター、愛西市親水公園総合運動場、愛西市八開運動場、愛西市佐織総合運動場。

指定管理者となる団体は、株式会社技研サービス。

指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、議案第69号と同様の内容でございますので省略させていただきます。

資料といたしまして、愛西市スポーツ施設等指定管理者候補者選定結果を添付させていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第32・議案第71号（提案説明）

#### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第32・議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○総務部長（井戸田悦孝君）

それでは、議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億4,756万2,000円を追加し、総額を306億6,651万円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

4ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正では、指定管理者の指定及び保育園の発達支援センターの調理等業務委託について債務負担行為の追加をいたしました。

続きまして、5ページ、6ページの第3表 地方債補正では、排水路改修事業はじめ3事業を追加したほか、3事業の地方債の限度額を変更いたしました。

次に、歳入全般につきまして、私から主な内容について御説明をいたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金で、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金としまして56万6,000円を計上いたしました。

続きまして、16款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金では、環境保全型農業直接支援対策推進費補助金及び産地パワーアップ事業費補助金として612万7,000円を計上いたしました。

また、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で2億2,488万6,000円を減額し、20款繰越金で、前年度決算の剰余金のうち繰越財源分を除いた繰越額10億3,815万5,000円を計上いたしました。

10ページ下段から13ページでは、22款市債、1項市債、3目農林水産業債として、経営体育成基盤整備事業債3,900万円をはじめ、22款市債全体では6件の事業債を計上いたしました。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして御説明をいたします。

私からは、総務部所管の項目について御説明をいたします。

14ページ、15ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、地域公共交通活性化協議会の設置に伴い、報償費7万9,000円、負担金3万円を計上いたしました。

16ページ、17ページでは、同じく2款1項の10目基金費におきまして、地方財政法の定めにより、前年度決算剰余金の2分の1を下回らない額を積み立てるため、財政調整基金積立金に10億3,815万5,000円を計上いたしました。

私からは以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明を申し上げます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、企画政策部所管の人件費補正について御説明いたします。

今回の人件費の補正は、主に人事異動に係る給与調整等をお願いするものでございます。

一般会計補正予算書の30ページの給与費明細書を御覧ください。

一般職員につきましては、補正後の職員数は当初予算編成後において職員の退職があり、短時間勤務者を含め454人となり、当初予算編成時と比較し2人減となりました。

各款におきまして、給料、職員手当及び共済費で増減が生じております。

給料で3,076万5,000円の減、職員手当で760万円の減、そして共済費で1,050万6,000円の増、合わせまして2,785万9,000円の減額を計上しております。

次に、31ページを御覧ください。

会計年度任用職員につきましては、報酬で2,070万1,000円の減、職員手当で89万7,000円の

減、そして共済費で66万3,000円の増、合わせまして2,093万5,000円の減額を計上しており、一般職員分と会計年度任用職員分を合わせまして4,879万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

その他の会計につきましては、それぞれの予算書に給与費明細書を記載してございます。以上、よろしくお願いいいたします。

続きまして、保険福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは、保険福祉部所管に関するものにつきまして御説明申し上げます。

補正予算書20ページ、21ページを御覧ください。

3款3項1目生活保護総務費、委託料で、被保険者調査の項目変更対応に伴い、生活保護システム改修委託料として113万3,000円を計上いたしました。

以上、よろしくお願いいいたします。

次は、健康子ども部長より御説明申し上げます。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、健康子ども部所管の項目について御説明申し上げます。

20ページ、21ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、過年度精算に伴い、子ども子育て支援交付金過年度返還金ほか1件で、合計1,505万9,000円を計上しました。

次に、2目児童措置費、5目母子福祉費でも過年度精算に伴う補助金、負担金の返還金で、それぞれ175万1,000円と179万9,000円を計上しました。

また、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で、過年度精算に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金過年度返還金ほか1件で、802万1,000円を計上しました。

以上、よろしくお願いいいたします。

次は、産業建設部長より御説明申し上げます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、産業建設部所管に関するものについて御説明をいたします。

補正予算書の22ページ、23ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、産地の競争力及び収益性の向上を目的とした産地パワーアップ事業で、愛知県が事業採択した切り花農業者に対する産地パワーアップ事業費補助金464万6,000円を増額し、それに伴う歳入として、県補助金460万円を増額いたしました。

また、環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者に対して、環境保全型農業直接支払交付金203万7,000円を計上し、それに伴う歳入として県補助金152万7,000円を計上いたしました。

以上、よろしくお願いいいたします。

続きまして、教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、教育部の所管に関するものについて御説明いたします。

補正予算書26ページ、27ページを御覧ください。

10款教育費、2項小学校、1目学校管理費におきまして、小学校においてガス料金の不足が見込まれるため、需用費としてガス料92万4,000円を計上しました。また、工事請負費として、来年度、永和小学校、佐屋小学校及び開治小学校に入学する児童を迎えるに当たり、校舎内の一部に手すりや既存教室に間仕切り等を設置する施設修繕工事で485万1,000円を計上しました。

続きまして、10款3項中学校費、1目学校管理費におきまして、中学校においてガス料金の不足が見込まれるため、需用費としてガス料239万4,000円を計上しました。

続きまして、10款4項社会教育費、3目文化会館費におきまして、電気料の高騰を受け、指定管理料の不足が見込まれるため、文化会館指定管理料390万7,000円を計上しました。

続きまして、補正予算書28ページ、29ページを御覧ください。

10款5項保健体育費、2目体育施設費におきまして、電気料の高騰を受け、指定管理料の不足が見込まれるため、体育施設指定管理料1,198万円を計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

以上で、令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第33・議案第72号（提案説明）

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第33・議案第72号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

議案第72号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,950万円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,759万9,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正予算書6ページ、7ページを御覧ください。

歳入では、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、職員給与費等繰入金として182万8,000円を減額計上しました。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、人件費に係る182万8,000円を減額計上いたしました。

続いて、直営診療施設勘定補正予算書6ページ、7ページを御覧ください。

歳入では、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、136万9,000円を減額計上いたしました。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、会計年度任用職員報酬の122万8,000円の計上、給料、職員手当等を減額し、合計136万9,000円を減額いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第73号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第34・議案第73号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

議案第73号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ764万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,265万円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

8ページ、9ページを御覧ください。

歳入で、8款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金314万7,000円を含む合計764万8,000円の減額。

続いて、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出で、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費及び3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、それぞれ給料、職員手当等、共済費など、合計764万8,000円を減額計上いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第74号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第35・議案第74号：令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第74号：令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度愛西市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額27万円、計5億3,199万1,000円。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額31万6,000円、計5億1,559万7,000円。

第3条では、予算第4条本文括弧書中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びその補填額の内訳を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、補正予定額マイナス13万9,000円、計4億6,585万8,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額17万7,000円、計9,136万1,000円とするものです。本日提出、市長名でございます。

補正の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第36・議案第75号（提案説明）

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第36・議案第75号：令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第75号：令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度愛西市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、補正予定額マイナス12万円、計19億1,657万6,000円。

支出、第1款下水道事業費用、補正予定額マイナス548万円、計18億6,222万8,000円。

第3条では、予算第4条本文括弧書中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びその補填額の内訳を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、補正予定額マイナス121万5,000円、計17億6,646万1,000円。

支出、第1款資本的支出、補正予定額マイナス105万円、計22億1,547万6,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額マイナス653万円、計1億1,560万4,000円。

第5条では、予算第9条中の他会計からの補助金「7億8,083万3,000円」を「7億7,949万8,000円」に改めるものです。本日提出、市長名でございます。

補正の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

以上、よろしく願いいたします。

◎日程第37・請願第2号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第37・請願第2号：市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願を議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いしたいと思います。

○7番（吉川三津子君）

それでは、請願について説明のほうをさせていただきたいと思います。

市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願ということで代読のほうをさせていただきます。

提出日が令和7年11月10日、愛西市議会議長・近藤武様。提出者のほうは、見越町の山岡さんということで御紹介をさせていただきます。そして、紹介議員は、私、吉川三津子がさせていただきました。

請願の趣旨としては、愛西市のホームページにおいて、トップページの「施設案内」、次に「学校・教育・保育施設」、次に「高等学校など」を選択すると、県立高校2校と特別支援学校1校の記載があります。これらは県立であり愛西市立の施設ではありません。

また、「消防・防災・防犯」の項目では、市内の交番・駐在所の記載がありますが、これらも市内には存在するものの、愛西市営の施設ではありません。

この件についてシティプロモーション課に確認したところ、「愛西市内にある公設の施設であるから記載している」との回答を得ました。

こうした回答をきっかけに、以前ありました記載もなくなって、今では市営の施設ではない「商工会」の記載が削除されました。

そして、次に「それでは愛西市内にある私立の中学や高校、保育所・認定保育園はなぜ記載しないのか。これらは法律で認可された施設ではないか」と再度確認したところ「私立は認めない」という市の回答でした。しかし、例えば清林館高校においても県立佐屋高校と同様、市と様々なコラボレーションをして学生たちに協力をいただいているながら、私立教育への差別があり、こども家庭庁や文部科学省に関わる機関でありながら、「私立は認めない」という考え方には納得がいきません。

一方、市のホームページの他ページでは「令和7年度の保育所・認定こども園・幼稚園の入園案内」として、公立2園、私立12園の案内が記載されています。このように同じホームページでありながら、課によって考え方が違うのはいかがなものでしょうか。一貫性がありません。

さらに、各課のページにおいては、審議会の予定が掲載されていなかったり、議事録公開が遅かったり、いまだにリンクが切れていたり、古いデータが掲載されているページもあり、各課で運用がまちまちです。

ホームページは、他市の方々も御覧になります。より愛西市が理解いただけるような掲載を求め、下記の要望をいたします。

請願事項。市民により分かりやすいホームページにするため、掲載ルールの統一をするよう市に提言してください。

2番目、掲載事項について、各課任せにせず、統一的な運用基準をつくることを市に提言してくださいということでありました。

このように請願者からは、ホームページの不備について、5年ほど前からその都度各課にお話をしてきたと聞いております。私も同様でありまして、その都度各課に修正をお願いすることをしてきましたが、この請願の紹介議員を引き受けるか否かの判断のために事前に担当課のお話も聞き、市としての統一的な運用要綱がなく、各課がまちまちの運用をしていることが分かったので今回紹介議員をお引受けすることにしました。

請願者からは、請願文のとおりですが、私としても3点ほど気になっている点がありますので御紹介をさせていただきます。

1つ目は、テキスト検索ができないPDFが複数存在することです。各課のテクニックの格差の問題もあるかもしれません。重要な計画を検索しようとしても検索ができないものもあり、統一性がなく、市民への情報提供や、また研究者の利用にとっても大変不都合な状況であります。

2つ目は、審議会等の開催の行事案内です。事前案内をしている課とそうでない課があり、統一されていません。

3つ目は、リンクが切れていたり、間違ったページにリンクがされているものもあります。ホームページは市自らが行う情報公開であり、市をアピールする重要な存在です。請願の内容をしっかりと慎重審議していただくことをお願いし、紹介議員としての発言といたします。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・諮問第2号から日程第40・諮問第4号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第38・諮問第2号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第40・諮問第4号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

諮問第2号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・平野章宏は、令和8年3月31日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、横井利幸。

諮問理由は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからでございます。履歴書を添付させていただいております。

続きまして、諮問第3号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・加藤貞夫は、令和8年3月31日任期満了となるので、次の者を推薦す

るものとする。本日提出、市長名です。

氏名、中野悦秀。

諮問の理由といたしましては、2号と同様でございます。履歴書を添付させていただいております。よろしくお願いたします。

諮問第4号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・山内潔は、令和8年3月31日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、山内潔。

諮問理由といたしましては、2号、3号同様でございます。履歴書を添付させていただいております。

以上3件につきまして、どうぞよろしくお願いたします。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、諮問第2号から諮問第4号については同一内容でございますので、質疑は一括いたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。諮問第2号から諮問第4号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号から諮問第4号につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第2号から諮問第4号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

諮問第2号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第2号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

諮問第3号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第3号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第4号を採決いたします。

諮問第4号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第4号は適任とすることに決定いたしました。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

先ほど議案第56号の説明の中で、施行期日を、私が令和8年4月1日と説明をさせていただきましたが、正しくは資料でございますように令和8年3月1日でございます。おわびをもって訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月4日午前9時30分より開会しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時52分 散会